

日本スポーツ心理学会倫理綱領

前文

スポーツ心理学は人間のスポーツ行動に関する心理学的問題を広範囲にわたって取り上げ、それらの問題解決を目指した応用科学の一分野である。日本スポーツ心理学会会員は人間の基本的権利を尊重し、人々の自由と幸福を追求する営みを補佐し、自らの行為に対する社会的責任を負わねばならない。また広範にわたるスポーツ心理学の研究および実践活動を進展させるため、研鑽を常に心がけ、専門家としての十分な資質を持つよう努めなければならない。ここに定める倫理要綱は本学会の会員が研究、教育および実践活動に従事する際、遵守すべき基本的な条件である。

綱領 1 専門家としての資質

本学会の会員は、スポーツ心理学の高度な資質を有する専門家としての自覚と責任を持つ義務がある。また自らの研究、教育、実践活動が直接、あるいは間接的に対象となる人々の諸活動に影響することを自覚し、それらの人々の安全、健康を保証し、社会への貢献を目指した活動を実践していくことが求められる。さらに自らの専門的能力の範囲および専門性の限界を認識し、サービスの提供が専門性の範囲を超えることがあってはならない。そのために本学会の会員は常に適切な研鑽に努め、自己の資質と技能の向上を図らねばならない。

綱領 2 説明と同意

本学会の会員はスポーツ心理学に関わる活動を行うとき、対象者に対してその活動の主旨、内容や手順について十分に説明し、対象者本人がその活動に関わることに同意を得なければならない。また、いつでもその本人が参加を中断できること、望む情報がいつでも自由に得られることなどを説明する。

綱領 3 品格

本学会の会員は行動規範としての公正、正直、他者の尊重を心がけ、自己の資格、研究、実践活動に関する報告をする場合、虚偽や誤解を生むような説明をしてはならない。

綱領 4 守秘義務

本学会の会員は研究、もしくは実践活動から得られた情報については厳重に管理し、特定の個人もしくは集団に関わる情報については守秘義務を負う。また原則として、それらの情報を目的以外に使用してはならない。

綱領 5 研究あるいは実践活動における倫理

本学会の会員が研究もしくは実践活動に従事する場合、専門的かつ高度な水準を求めるとともにそれらの活動の対象となる個人の尊厳、安全、プライバシーに十分配慮しなければならない。もし、ストレスの負荷、あるいはプライバシー侵害の恐れなどがある場合は必要に応じて専門家の助言を求め、適切な対応をすることが必要である。またスポーツに関する科学的知識を普及するため、自己の研究で得られた結果の公表を制限してはならない。

綱領 6 社会的責任

本学会の会員は各種法令を守るに留まらず、専門的活動に関わる諸団体の規範、慣習を尊重し、関係者の権利や利益に配慮すべきである。また地域社会、あるいは関わりのある団体に対し、専門家としての責任を自覚し、スポーツ心理学のいっそうの発展に寄与しなければならない。